

表 8-1 工事検査チェックシート (オモテ面)

給水装置工事検査チェックシート

主任技術者用

下記のとおり給水装置工事の自主検査をしたので報告します。

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号	—	施工完了年月日	・
工事場所	堺市 区		
申込者の氏名又は名称			

適…○ 否…× 該当なし…—

検査項目		検査(確認)内容	確認
① 全工事	共通	申込場所と検査場所が同一であること。	
		配水管等(*1)からの分岐位置、第一止水栓およびメータ位置のオフセットを測定すること。 (談渡管の仕切弁、消火栓については3点オフセット)	
		通水後の水質検査(色、濁り、臭い、味)を行うこと。	
② 道路部分(開発道路含む)の工事	共通	適正な使用材料であること。	
		水道以外(工水、農水、ガス等)の管や隣接する他都市水道管との誤穿孔、誤接続がないこと。	
	給水管の分岐	異形管および継手からの給水管分岐がされてないこと。	
		配水管等の管種・口径、分岐する給水管の口径・数量が工事申込書と同一であること。	
		配水管等からの分岐位置は、他の給水管の分岐位置および配水管等の継手部端面から30cm以上離れていること。	
		サドル付分水栓および割T字管の取付けは、ボルトの標準締付けトルクにより平均して締付けること。	
		割T字管を設置した後は、穿孔前に0.75Mpa以上の水圧で3分間以上の水圧テストに合格すること。	
		内面エポキシ樹脂粉体塗装管または配水管用ポリエチレン管を穿孔する場合は、専用のドリルおよびカッターを使用すること。	
		穿孔は排水ホース等で充分排水しながら行い、穿孔時の切粉を完全に排出すること。	
		管内に通水・加圧せずに、新設した給水主管(*2)からの分岐(穿孔)を行わないこと。	
		铸铁管から分岐する場合、穿孔部のコア装着がなされていること。(内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合は、密着コアを装着)	
		密着コアを装着する場合、密着コアがコア挿入機の挿入棒に対応しているか確認すること。(メーカーの確認)	
		分岐後は、分岐位置全体に防食措置(サドル付分水栓の場合は防食フィルム、割T字管およびT字管の場合はポリエチレンスリーブによる被覆等)がなされていること。	
		分岐部から最初に設置する止水栓(仕切弁)までの間で漏水していないこと。また、サドル付分水栓および割T字管の弁体が全開であること。	
		配水管等の上部に埋設標識シートがある場合は、現況どおりに復元すること。	
	給水管の埋設	給水主管、給水単管(*3)または給水枝管(*4)の口径・数量が工事申込書と同一であること。	
		適正な埋設位置・土被りであること。	
		φ75mm以上の道路部分埋設分は、ポリエチレンスリーブにて被覆し、φ50mm以上(ポリエチレン2層管を除く)については管天から30cmの位置に埋設標識シートが設置されていること。	
		止水栓を開け充分な水圧・水量があるか確認を行うこと。	
		分岐して最初に設置する止水栓(仕切弁)は敷地部分の道路境界線近くに設置すること。また開発道路内の止水栓(仕切弁)の設置位置は基準どおりであること。	
		弁栓類(止水栓、仕切弁、消火栓)およびそれらのボックスの設置は、基準どおりであること。	
		給水枝管については、止水栓下流側に断水器コマ等を設置すること。	
		新設した給水主管の止水栓(仕切弁)が全て全開であること。また管内の洗管(エアール、継手用滑剤、切粉等の除去)が十分であること。	
	給水管の撤去	既設給水装置を分岐部から撤去する場合は、分岐形態に応じ適正に施工すること。	

《注意事項》

- (1) 検査申込時に提出(しゅん工図とチェックシート等)すること。道路掘削工事を伴う立会検査の場合はしゅん工後速やかに提出すること。
- (2) 局の立会確認が不要な道路部分の工事については、給水装置工事主任技術者で確認すること。
- (3) 給水枝管の申込みにについては、③の記入不要。
- (4) 「貯水槽の下流側の給水設備」のみの改造工事においても、必要な項目を確認すること。

オモテ面

表 8-1 工事検査チェックシート (ウラ面)

検 査 項 目		検 査 (確 認) 内 容	適…○ 否…× 該当なし…―	確認
③ 敷地内部分の工事	共 通	検針、取替に支障のない適正なメータ環境であること。		
		メータの口径、番号、指示数を確認すること。		
		集合住宅等メータが複数ある場合、誤接配管に注意し、当該メータの給水がその部屋番号に給水されていることを確認すること。またメータボックス内に先行明示を行うこと。		
		メータの逆付けおよび片寄りがなく水平に取付けられていること。		
		メータ回りの配管およびメータボックスの設置が基準に基づいていること。特に、φ40mm以下のメータの場合、伸縮機能があること。		
		メータ下流側に、逆止弁付パッキンまたは逆止弁が設置されていること。		
		メータのパイロットの回転が正常であること。(敷地内漏水の有無、逆止弁の設置)		
		給水管および給水用具は、省令で定める基準適合品であること。		
		必要な耐圧性能が確保され、給水管継手等に漏水がないこと。		
		給水管の埋設深さ、配管位置、管の保護等が適正であること。		
		給水管の位置が維持管理上明示必要の場合は、明示杭等の設置がされていること。		
		3・4階直結直圧方式が承認されていない直圧方式の物件は、3階・4階に給水していないこと。		
		水道水以外の配管(井水、貯水槽下流側設備等)と接続(クロスコネクション)されていないこと。		
		水を受けたり入れたりするものに給水する場合、必要な吐水口空間の確保等、逆流防止措置が講じられていること。		
		配水管等の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。		
		通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メータを経由していることの確認、および各給水用具の吐水量・作動状態等の確認を行うこと。		
		戸数及び階層が工事申込書どおりであること。		
		各給水用具の位置、数量がしゅん工図面のとおりであること。		
	3・4階直結直圧方式	立て管頂上部に吸排気弁(バルブ共)が設置されていること。		
		増圧装置は水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B130)の基準を満たしていること。		
		増圧装置の一次側に減圧式逆流防止器(一次側にストレーナー設置)が設置されていること。		
	貯水槽方式	地下式貯水槽の場合は、メータ以降の配管(直圧部)に、配水管等が布設されている地盤より1.5m以上の立上げ部を設け、その管頂部に吸排気弁が設置されていること。		
		適正な吐水口空間が確保されていること。		
		オーバーフロー管口径が適正で、間接排水や防虫網の措置がされていること。		
		貯水槽の有効容量が適正であること。		
		集約管(*5)の口径が工事申込書どおりであること。		

《用語解説》

- | | | |
|------|--------|---|
| (※1) | 「配水管等」 | 配水管(φ75～φ300mm)、配水支管(φ50mm以下)、および給水主管をいう。 |
| (※2) | 「給水主管」 | 2以上の給水装置を設置するために設けられたもの。 |
| (※3) | 「給水単管」 | 単独の給水装置を設置するために設けられたもの。 |
| (※4) | 「給水枝管」 | 将来単独の給水装置を設置するため、先行的に止水栓または仕切弁まで設けられたもの。 |
| (※5) | 「集約管」 | 圧送方式の場合は、受水槽のポンプからの圧送管(給水管)の最大口径をいう。高置水槽方式の場合は、高置水槽からの下りの給水管の最大口径をいう。 |

ウ ラ 面